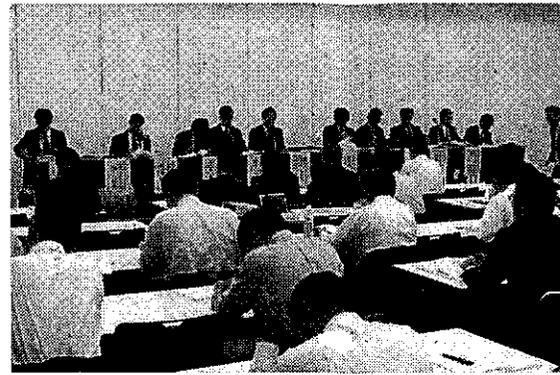


# 安定型見直しを要望

## 全国廃棄物関係課長会で

### 国は安定型物以外の測定法示唆

全国環境衛生・廃棄物関係課長会の廃棄物部会が10月28日、さいたま市内で開かれ、都道府県政令市の廃棄物担当課長が安定型処分場の見直しなど国への要望事項を議論した。安定型処分場の見直しを提案したのは九州ブロックの各県で、「安定型5品目の中で有機物などの付着の可能性が高いものを安定型品目から除外する」「安定型5品目以外の混入を現場で確認できる手法を確立する」「現場での安定型5品目以外の混入阻止に係る実践的な方法が確立できなければ、構造基準を見直す」ことが要望事項としてあげられた。



※写真が主な要望があった

この議題について、会議に出席した環境省担当者からは「安定型についてはこれまで数次の法改正をやった。安定型廃棄物以外のものがどのくらい入っているかについて、簡易な測定方法の検討を始めている。法改正の前の規制が厳しくなる前の安定型処分場なのかどうかについてもきちんとみ

る必要がある」と説明があった。さらに「場合によっては、品目の見直しや構造基準の見直しもあるかもしれない」としつつも、「まずは排出事業者の責任の果たさせ方が重要。『自社処理だから』とあって逃げられるケースもあるが、そうはいかない」と指摘した。

提案された重要要望事項としては安定型処分場の見直しのほか、廃棄物処理における市町村の負担軽減、休廃止状態の産業廃棄物焼却施設の解体の促進、中小・零細企業などが

保管するPCB廃棄物の処理、産業廃棄物管理票交付等状況報告書、国または第三者機関による優良評価、漂着ごみ処理に係る国庫補助の交付要件緩和などおよびその他の施策の推進、レジ袋の抜本的な使用削減対策、な

どがあった。

さらに、確認事項とされた要望事項は最終処分場の施設設置許可取消後の維持管理義務など、「産業廃棄物処理施設モデル的整備事業国庫補助金」制度の拡大など公共関係による産業廃棄物最終処分場整備事業に対する国庫補助制度の拡充、汚泥および建設混合廃棄物の発生抑制・再資源化の推進、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、在宅医療廃棄物を医療機関などが

回収する仕組みの確立、資源有効利用促進法および家電リサイクル法・フロン回収破壊法の改正、産業廃棄物行政情報システムの行政処分検索機能の改修、燃え殻や溶融スラクの活用、家庭系パングンのリサイクル、古紙の利用促進、廃棄物処理法の見直し、自動車リサイクル法における登録申請などに係る省令改正、「行政処分の指針について」の解釈などがあげられた。

週刊循環経済新聞  
平成20年11月17日